○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月十二日農林水産省告示第千七百三十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市栗駒文字馬立場（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市青葉区大倉字横川一の一から一の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二、四の一、四の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市東和町米川字東綱木（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年八月八日農林水産省告示第千十九号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年七月六日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22936	ホスチアゼート粒剤	ニフエース粒剤	東京都文京区後楽一丁目４番14号　石原バイオサイエンス株式会社　取締役社長　縫田隆一
22937	ペルメトリン・ミクロビタミル液剤	ガーデンアシストキングスプレー	東京都千代田区神田須田町一丁目12番地　キング園芸株式会社　代表取締役社長　美馬彰
22938	フェンプロパトリン・ミクロブタニル液剤	ガーデンアシストクイーンスプレー	〃
22939	グリホサートイソプロピルアミン塩液剤	クサウクリア	栃木県宇都宮市岩曽町1215番地　化成工業株式会社　代表取締役　宇都宮藤田高

○農林水産省告示第千五百六十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年七月十九日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22940	プロモブチド・ペンスルフロンメチル・ペンチオカーブ・メフェナセット粒剤	パワーウルフ１キロ粒剤５１	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
22941	〃	パワーウルフ１キロ粒剤７５	〃
22942	ペンスルフロンメチル・ペンチオカーブ・メフェナセット粒剤	クミアイウルフエース粒剤１７	〃
22943	〃	クミアイウルフエース粒剤２５	〃
22944	〃	クミアイウルフエース１キロ粒剤５１	〃
22945	〃	クミアイウルフエース１キロ粒剤７５	〃

○農林水産省告示第千五百六十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十三年七月二十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十三年八月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22946	プロピザミド水和剤	カーブＳＣ	東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　栗田道郎
22947	オリフルア・トートリルア・ピーチフルア剤	コンフューザーＲ	東京都千代田区大手町二丁目６番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　森後三